

山口構成員提出資料

患者の権利と責務について

22年間の活動経験から

NPO法人ささえあい医療人権センターCOML

理事長 山口 育子

COMLの考える患者の権利

- 誰でも公平に良質な医療が受けられる
- 考え方や価値観が尊重される
- 病名・病状など十分な情報が得られる
- 自らの情報はすべて開示される
- 自己決定した内容が尊重される(拒否も含めて)
- 個人情報を守られプライバシーが侵害されない

(下線部が情報に関する内容)

1990年代に高まった権利意識

- 患者の受け身・お任せ姿勢の見直しの機運
- インフォームド・コンセントの普及
- マイナス情報の積極的提供
 - “がん告知”→病状・進行期
 - 余命を含め「すべて伝える」時代に
- ミス・事故・事件報道の増加
 - “密室”から“公表”へ
- コスト意識の高まり(医療費の相談の増加)

医療不信の急増

- 1999年を機に医療ミス・事故報道の過熱化
- 漠然とした不安や不信化の相談が急増
- “権利”の解釈の拡大
納得いかない結果＝医療ミス・事故
過度な要求と根深い不信感
- 患者の暴言・暴力が問題に（医療者の相談増加）
- “医療崩壊”報道を機に医療訴訟の希望者が激減

医療情報を巡る患者側の意識

- 1990年ごろ

情報や知識が得られない

→情報さえあれば明確になる、自己決定も可能

- 1990年代半ば

情報の増加

→病名・病状・副作用・合併症・死亡率など辛い

情報を受け止める精神的負担

→自己決定の難しさ「情報があっても選べない」

情報過多の時代を迎えて

- “正しい”情報はどれか

「答えは一つとは限らない」共有化の不足

- どうやって情報を選べばいいのか

- 専門的な医療の詳細な説明・情報を理解できない

インフォームド・コンセントの誤解釈？

患者の権利のはずが「ICをとる」に・・・

- インターネット情報を鵜呑みにした混乱

COMLが考える 情報にまつわる医療者の責務

- 患者の情報を正しく取得する
- 患者への適切な情報提供
 - 患者が理解できるわかりやすい説明
 - 患者が希望する「説明を受ける人」の確認
- 情報の漏えいを防止する
 - プライバシーの保護
 - 守秘義務と組織内の体制整備

COMLが考える 情報にまつわる患者の責務

- 症状・病歴など自分の情報を正確に伝える
- 説明を理解する努力
インフォームド・コンセントの半分の責務は
患者の「理解と選択」
- 自分が受けたい医療を選び伝える(自己決定)
- 医療機関が公表している個人情報の利用目的を
理解し、必要に応じて自己申告する
症状説明の対象者や他機関への情報提供など

相談を通して感じる 医療情報の問題点

- 情報に対する意識の個人差が大きい
 - アクセス能力
 - 情報への関心・過敏性
 - 理解力
 - プライバシーへの意識
- 権利の定義の解釈をどこまで認容するか
 - 「患者側の主張・要求≠権利」の理解をどう得るか
 - 個人情報拡大解釈
 - カルテ等の訂正・削除の要求に対して
 - 「間違い」と主張すれば認められるのか